

自動販売機設置事業者募集要項

五所川原市が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知のうえお申し込みください。

1 目的

一般競争入札により、自動販売機の設置事業者を選定することにより、市の収入確保を図るとともに、施設利用者等の利便性と市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 貸付物件

貸付物件は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。なお、入札の執行前又は設置事業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、参加資格者（要領第6条第1項に規定する参加資格者をいいます。以下同じ。）又は設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 五所川原市契約事務規則（平成17年五所川原市規則第53号。以下「契約事務規則」という。）第2条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は五所川原市に住所を、法人の場合は青森県内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（五所川原市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務は、次条に規定する公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるものであること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機設置の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、五所川原市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸し付けします。

(2) 契約の締結及び貸付期間

ア 自動販売機の設置に当たり本市と設置事業者との間で、別紙2「市有財産賃貸借契約書」を締結します。

イ 貸付期間

貸付けの期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。

貸付契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

また、本市又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他本市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額又は売上金額に応じた料率とします。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとし、）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気料について、本市が指定する期日までに納入してください。

(5) 貸付面積

貸付面積は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスは、貸付面積を超えないものを設置してください。また、必要に応じて、転倒防止対策も併せて行ってください。

(6) 環境配慮

自動販売機の設置は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種を設置してください。

(7) 設置制限

五所川原市役所各階に設置できる自動販売機は各設置事業者1台までとする。

なお、カップ式自動販売機は制限対象に含まないものとする。

(8) 設置条件

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 別紙3「仕様書」に基づき、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置し、管理すること。

イ 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類、たばこ及び食料品の販売を行わないこと。

なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、事前に市担当と協議すること。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の内容の変更は、本市担当と協議のうえ行うこと。

オ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

カ 自動販売機の販売品の充当及び使用済み容器の回収の時間及び経路は、市担当者の指示に従うこと。

キ 自動販売機本体は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

ク 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

ケ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情は、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

コ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(9) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、本市の承諾があったときは、変更された現状のままで返還することができます。

なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

5 応募申込手続

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出方法

提出先及び受付期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。

応募希望者は、申請書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ、提出先に提出書類を直接持参にて提出してください。

(2) 提出書類

ア 申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 委任状（様式3）

エ 営業証明書又は登記事項証明書

(ア) 個人の場合：営業証明書

(イ) 法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）

オ 自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式4）

個別業務の実施者が不相当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする場合があります。

※ エの証明書は、発行後3箇月以内のものに限ります。

※ オの書類について、複数物件を申し込む場合で物件番号ごとに内容が異なる場合は、物件番号ごとに提出してください。

(3) 営業証明書の留意事項

営業証明書は、財政部税務課（市庁舎1階）、金木総合支所、市浦総合支所で発行します。

（写し可）

(4) その他応募に当たっての留意事項

ア 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せは、一切お答えできませんのでご了承ください。

イ 提出書類の返却は行いません。

ウ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

エ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

オ 同一物件の入札に同一人が代表者となる法人等が重複して参加した場合、入札を無効とします。

(5) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(6) 入札参加資格の確認等

上記(2)の提出書類により、入札参加資格の有無を確認し、申請者あてに一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式5）を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、応募資格を満たしていないこと、不正等が判明した場合には、参加資格者の認定を取り消します。

(7) 無資格者への理由説明

一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式5）により、入札参加資格がないとされた者は、次に定めるところに従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。この場合、書面を受理してから、速やかに書面で回答します。

ア 提出先 総務部 管財課

イ 提出期限 令和6年2月26日（月）

ウ 提出方法 上記提出先に直接お持ちください。郵送又は電送（ファクシミリ）による提出は認めません。

(8) 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 提出先 総務部管財課（電子メールアドレス：kanzai@city.goshogawara.lg.jp）

イ 質問期限 令和6年2月15日（木）午後5時まで

ウ 提出方法 質問は、質問書（様式6）により行い、上記提出先に直接お持ちになるか、電子メールにより次のアドレス宛に提出してください。郵送又は電送（ファクシミリ）による提出は認めません。

提出先電子メールアドレス kanzai@city.goshogawara.lg.jp

エ 回答方法 回答は、質問書を受理してから、速やかにFAXにより回答する。

(9) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、入札辞退届（様式8）を別紙1「貸付物件説明書」記載の申込先に直接お持ちになるか、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出することで、入札を辞退することができます。

6 入札（開札）

(1) 入札（開札）の日時及び場所

入札（開札）の日時及び場所は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。

入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印をした上で、市長が指定した提出先及び日時に提出書類を直接持参にて提出してください。

(2) 入札時必要書類

ア 入札書（様式7）

(ア) 入札金額は、上記4(2)イの貸付期間中の対象物件の貸付料の総額を記載してください。

なお、入札書に記載する金額は、別紙1「貸付物件説明書」に記載された最低貸付料（以下「最低貸付料」といいます。）を下回らないよう注意してください。

(イ) 落札決定は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札参加者は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(ウ) 入札書は物件ごとに封筒に入れ封印し、表側に物件番号、施設名、入札日及び入札者名を記載してください。

(エ) 提出された入札書は、その事由にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式5）

本人確認のために使用しますので、お持ちください。

(3) 落札者の決定

ア 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、五所川原市が設定する最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある

場合は、くじにより決定します。

イ 落札結果は、落札者名、落札金額及び入札参加者数を五所川原市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご承知ください。

(4) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 参加資格を有しない者のした入札

イ 5の(2)に掲げる申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者のした入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札

オ 記名及び押印のない入札

カ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札

キ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

ク 最低貸付料未満の入札

ケ その他入札条件に違反した入札

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

7 契約

(1) 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。

(2) 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、本市の指定した期日までに納付していただきます。詳しくは別紙2「市有財産賃貸借契約書」をご覧ください。

電気料金の実費については、3ヶ月毎に納入通知書により納付していただきます。

(3) 契約保証金

免除

(4) その他の手続

設置事業者に決定された方は、決定の日から別に定める期日までに、設置場所への自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出していただきます。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。設置事業者としての決定を取り消したときは、速やかに書面によりその理由をその者に通知するとともに、その者の氏名(法人においては法人名)及びその理由を公表します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

(3) 設置事業者が応募資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと五所川原市が判断したとき。

9 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 貸付期間中に、本市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本市が判断したとき。
- (4) 契約に定める義務を履行しないとき。

10 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、本市の行う自動販売機の設置事業者に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 設置事業者としての決定を取り消されたとき。
- (2) 設置事業者に戻す事由より、本市の行政財産貸付契約を解除されたとき。

11 その他

- (1) 自動販売機の売上高については、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、報告してください。
- (2) 自動販売機に伴う事故については、本市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (3) 商品等の盗難及び破損については、本市の責に帰することが明らかな場合を除き、本市はその責を負いません。
- (4) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。
- (5) 入札及び契約に当たっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、財務規則等の法令を遵守してください。

12 この募集要項に関する問合せ先

五所川原市 総務部 管財課 管財係 担当 川浪
〒037-8686

五所川原市字布屋町4 1 番地 1
電話 0173-35-2111 (内線2173)